

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1397号)

平成29年5月26日

会 長 藤 原 静 雄

「別紙開示請求書の⑧、⑫、⑬、⑮、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、
㉔、㉗、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、
㊾、㊿、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、
㊾、㊿について」の非
開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「別紙開示請求書の⑧、⑫、⑬、⑮、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉗、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿について」を非開示とした決定のうち、別表2及び別表3に掲げる文書を非開示とした決定は妥当ではなく、別表2に掲げる文書については開示すべきであり、別表3に掲げる文書については改めて開示、非開示の決定をすべきであるが、その余の文書について非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「別紙開示請求書の⑧、⑫、⑬、⑮、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉗、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿について」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年4月8日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 平成28年4月8日旭土第138号による非開示決定通知書の「根拠規定を適用する理由」では、「当該開示請求にかかる行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため。」として非開示とした。

しかし、審査請求を受けて改めて非開示理由を確認したところ、実施機関として実際には全ての対象行政文書の有無及び不存在の理由を確認していたものの、非開示決定通知書における理由付記が不十分であった。そのため、平成28年5月13日付弁明書において、審査請求人に対して非開示理由を詳細に説明した。

- (2) その後、審査請求人から送付された意見書について確認したところ、さらに詳細な説明を行うことが必要と判断したことから、条例第10条第2項に基づく非開示との判断は当初と変更はないが、平成28年11月18日付で、より詳細な非開示理由を記

載した弁明書を送付した。弁明書に記載した非開示理由は、別表 1 のとおりである。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関は、未だに文書開示をされていない上に、開示・非開示の有無の無い各項及び其の他多数の移送されたのかも不明の処分未決の文書が有る。
- (3) 実施機関は、本件審査請求文書の記載のある道路境界確定区間延伸事業について、弁明書において、事業は存在しないという記載をしているが、審査請求人が以前に受け取った資料（立会通知書）には当該事業実施のためと記載がされており、説明が矛盾している。
- (4) 実施機関の開示は、通知書の送付、延長通知後の開示も条例の期日を逸脱した開示で、開示をしなくても終わっている等の虚言が多い。

5 審査会の判断

(1) 道水路等の境界調査に係る事務について

横浜市では、横浜市道水路等の境界調査に関する規則（昭和54年5月横浜市規則第35号。以下「境界調査規則」という。）に基づき、横浜市が管理する道路、水路及び堤とう敷（以下「道水路等」という。）について境界調査を行っている。境界調査規則第2条では、境界調査とは「境界明示又は境界復元により道水路等と土地との境界を明らかにすること」と定義している。境界調査には、境界が未確定なときに関係土地所有者と横浜市が立ち会って境界を確定する「境界明示」と、境界は既に確定しているが、現地で境界が不明確になったときに関係土地所有者と立会いの上、資料図に基づきその境界を確認する「境界復元」がある。

境界調査規則第3条に基づき、境界調査を申請しようとする土地の所有者（以下「申請者」という。）は、道水路等境界調査申請書に、申請に係る土地の登記事項証明書、公図写し、現地案内図及び隣接地所有者の立会同意届出書を添付して市長に提出する。境界調査規則第4条に基づき、申請書を受理した後、申請を受け付けた市が申請に係る土地に関する資料及び現地の状況を調査する。その後、境界調査規則第5条に基づき、申請者及び隣接地の所有者に対し、境界調査をするための立会いの場所、期日等を立会依頼書により通知する。

境界調査規則第6条及び第7条に基づき、立会いの結果、協議が成立したとき又は境界確認がされたときは、申請者及び隣接地の所有者からの署名及び押印により境界が決まる。これに基づき、必要な場所に境界標を設置し、境界調査図を作成する。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、別紙開示請求書に記載されている文書の一部である。また、当該審査請求文書は、別表1のうち「非開示決定通知書付番」及び「開示請求書記載文書」に掲げる文書であり、道水路等の境界調査に係る内容が含まれている。

実施機関は、別表1の「非開示理由」により、審査請求人に非開示とした理由を説明している。また、審査請求人は本件開示請求にあたって、写しの交付を請求している。

(3) 非開示理由に係る実施機関からの説明

ア 別表1において、実施機関は非開示理由を個別に説明している。当審査会は、個別に説明のあった非開示理由について次の6つの内容に分類する。

(ア) 審査請求人が指摘するような事実や事業、規程等は存在しておらず、当該文書を保有していないため（以下「非開示理由1」という。）。

別表1のうち、24、37、54、55、58、59、61、63、64及び66の文書が非開示理由1に該当する。

(イ) 実施機関として、業務上作成し、又は取得する必要がなく、当該文書を保有していないため（以下「非開示理由2」という。）。

別表1のうち、8、13、15、20、21、23、27、30（後段）、31、32、34、53、56及び62の文書が非開示理由2に該当する。

(ウ) 審査請求人が特定した地番に該当する申請、手続、処分等は存在しておらず、当該文書を保有していないため（以下「非開示理由3」という。）。

別表1のうち、38、39、40、41、42、43、45及び46の文書が非開示理由3に該当する。

(エ) 横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に規定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）に規定された保存期間の経過により既に廃棄済みであり、保有していないため（以下「非開示理由4」という。）。

別表1のうち、17、18、19及び52の文書が非開示理由4に該当する。

- (オ) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条第2項の規定により、何人にも条例第16条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされており、条例第17条第1項の規定により、当該同一の方法により開示を行わないため（以下「非開示理由5」という。）。

別表1のうち、22、29及び30(前段)の文書が非開示理由5に該当する。

- (カ) 開示請求書の他の記述部分を説明するための文書であるため（以下「非開示理由6」という。）。

別表1のうち、12及び33の文書が非開示理由6に該当する。

イ 本件審査請求文書を非開示とした理由について、平成29年2月24日に本件審査請求文書の所管課である旭区旭土木事務所（以下「旭土木事務所」という。）から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 非開示理由1のうち、道路境界確定区間延伸事業については、弁明書作成の時点において、旭土木事務所で保存している文書の調査に加えて、道路行政を所掌している道路局の事業計画書を過去3年度分、事業概要を過去4年度分調査した。そのほかにも事務所内で聴取による調査を行ったが、当該事業の存在は確認できず、同事業は存在していないと判断し、別表1の「非開示理由」に「当該事業はなく」と記載した。

しかし、その後、審査請求人から平成28年12月19日に提出された意見書に添付されていた資料（立会通知書の写し）に当該事業実施のためと記載がされていたことから推察すると、当該事業は存在していたのではないかと現事情聴取の時点では考えている。当該事業に関しては、存在、不存在について改めて確認し、開示、非開示についても判断すべきであるとする。

- (イ) 非開示理由5に該当する、環境創造局総務部地籍調査課（以下「地籍調査課」という。）が所管する文書である地籍図については、所管に問い合わせを行ったが、審査請求人は写しの交付を求めていたが、旭土木事務所は閲覧を求めていると認識し、非開示決定を行った。

- (ウ) 非開示決定通知書には、非開示とした理由について、「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため。」と記載した。このことについては、文書が多数に及ぶことから、一般論で考えれば理解することは難しいかもしれないが、審査請求人がこれまでに同種の文書をたびたび開示請求してきた経緯を踏まえると、当該記載内容で審査請求人には理

解できると、非開示決定通知書の送付時点では考えた。

- (エ) 審査請求人からの「未だに文書開示をされていない上に、・・・其の他多数の移送されたのかも不明の処分未決の文書が有る。」という主張については、以下の経緯がある。

平成27年度に旭土木事務所以外の所管を対象として開示請求された案件のうち、旭土木事務所が所管となる文書に係る開示等の決定をした4件に対して、審査請求人からどう喝ともとれる口調で「旭土木事務所を対象に請求したものではない。」との発言があり、旭土木事務所から決定通知書を送るとトラブルが懸念される状況であった。そのような経緯もあり、決定通知書を送付していなかった。

しかし、審査請求人の上記主張を受けて、条例を所掌している市民局市民情報室市民情報課と調整し、決定通知書の送付に係る説明を付して、これら4件の決定通知書を送付した。

また、前記以外の開示に際して、審査請求人が大声を出すなど、実施機関へ不適切な行為を行ったため開示の実施ができないことがあった。

(4) 非開示理由に係る審査会の判断

ア 前述のとおり、本件については、処分時点において十分な非開示理由が記載されず、その後、平成28年5月13日付及び同年11月18日付の弁明書において、より詳細な非開示理由が説明されている。当審査会においては平成28年11月18日付の弁明書において追加された非開示理由を前提として判断する。

イ 当審査会は旭土木事務所が所掌する事務について、横浜市土木事務所規程（昭和27年10月達第32号）及び横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号）並びに平成18年度における実施機関の組織図等に基づき確認した。

最初に、実施機関からの事情聴取の内容も踏まえ、非開示理由2から非開示理由4まで及び非開示理由6について検討する。

- (ア) 非開示理由2について、審査請求人が特定した内容に対応した文書を業務上作成し、又は取得する必要がなく、当該文書を保有していないと実施機関は説明している。当審査会が本件開示請求に係る内容について確認したところ、平成18年度の実施機関の組織図における旭土木事務所の所掌事務からすると、実施機関からの説明は特段不自然とは言えない。なお、審査請求人は、実施機関が虚偽、ねつ造、隠ぺいしてあると主張しているが、そのような事実は認めら

れなかった。

(イ) 非開示理由 3 について、審査請求人が本件審査請求において対象としている旭区白根三丁目特定番地に係る申請等の書類は存在しておらず、当該文書を保有していないと実施機関は説明している。当審査会から改めて実施機関に確認したところ、当該番地に係る書類は存在しておらず、保有していないと実施機関から説明があった。非開示理由 3 に係る説明については、審査請求人からの意見書等においてこれらの説明を覆す具体的な事実が確認できないことから、特段不自然な説明とは言えない。

(ウ) 非開示理由 4 について、当該文書が作成された平成18年度の文書分類表における保存期間が経過したため廃棄済みと実施機関は、説明している。当審査会が当該年度の文書分類表を確認したところ、実施機関から説明のあった「道路不法占用関係書類」は、保存期間 5 年に該当し、保存期間が経過した文書である。そのため、非開示理由 4 に係る説明は不自然ではない。

(エ) 非開示理由 6 について、開示請求書の他の記述部分を説明した文書であると実施機関は、説明している。当審査会が内容について確認したところ、開示請求書のうち「写真は 2 枚とも同じ境界標の被写体である・・・」等の説明がなされている箇所であり、この内容を開示請求対象と判断することは困難である。そのため、非開示理由 6 に係る説明は不合理とまでは言えない。

ウ 次に、非開示理由 1 に該当する説明のうち、道路境界確定区間延伸事業について検討する。

実施機関は事情聴取において、審査請求人から提出された意見書に添付されていた資料から推察すると、当該事業は存在していたのではないかと考えていると説明している。この説明によると、別表 1 における「当該事業はなく」との非開示理由は誤りであり、当該事業が存在していたのではないかという前提に立ち、審査請求人が求める道路境界の確定に係る業務に関する内容が記載された文書を含めて、実施機関の保有する文書について探索等を行い、開示、非開示の決定を行う必要がある。

よって、これらの非開示理由についての判断は妥当ではない。

エ 次に、非開示理由 1 に該当する文書のうち、道路境界確定区間延伸事業に係る文書を除くその余の文書について検討する。当該文書について、実施機関は審査請求人が指摘するような事実や事業、規程等は存在しておらず、当該文書を保有

していないため非開示としたと説明している。

当審査会が内容について確認したところ、例えば、開示請求書に記載された「幅員証明願取扱規程」という規程の存在を確認することはできなかった。

また、開示請求書に記載された「注意書を発出直後に謝罪された際の公図」や「建築局道路課長へ回答し訴訟に加担した文書」等について、当審査会から改めて実施機関に確認したところ、そのような行為を行っておらず、審査請求人の指摘するような事実等はないと実施機関から説明があった。請求書の記載内容から見ても、当該文書を保有していないという実施機関の説明は不自然ではない。

よって、道路境界確定区間延伸事業に係る文書を除き、実施機関の説明は、特段不自然とは言えない。

オ 次に、非開示理由 5 に該当する国土調査法に基づく地籍図（以下「地籍図」という。）について検討する。

(ア) 地籍図については国土調査法第21条第2項に基づいて一般の閲覧に供しており、条例第17条第1項の規定により同一の方法により開示を行わないため非開示としたと実施機関は、説明している。

条例第17条第1項では、「実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合・・・には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。」と規定している。

(イ) 審査請求人は、開示請求書において、地籍図について写しの交付を求めているが、地籍図に関する規定は、次のとおりである。

a 地籍図は国土調査法第21条第2項に「都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により送付された国土調査の成果の写を保管し、一般の閲覧に供しなければならない。」と規定されており、横浜市では地籍調査課が地籍図に係る事務を所管している。

b 国土調査法には地籍図の閲覧についてのみ規定されており、写しの交付の規定はないことから、地籍図の写しの交付を求める場合には、条例第17条第1項の適用はなく、条例に基づいて、地籍図の写しの交付を請求することができる。

c 審査請求人が求めている地籍図の写しの交付に対して、実施機関は別表1の「非開示理由」で閲覧請求についての説明をしている。

(ウ) したがって、実施機関の非開示理由説明には誤りがある。そこで、改めて非

開示とすべき理由が他にあるかを考えてみると、地籍図は国土調査法に基づいて一般の閲覧に供されており、地籍図を非開示の対象とすべき理由はない。

そのため、非開示理由5に該当する地籍図については、改めて決定を行ったうえで開示すべきであると当審査会は判断する。

(5) 付言

ア 実施機関からの、非開示決定通知書の「当該開示請求に係る行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため。」との非開示理由の記載について、付言する。

(ア) 当審査会が見分したところ、実施機関は、非開示決定通知書において、開示請求書に1から66まで付番をしているが、そのうち40文書について「当該開示請求にかかる行政文書は、作成又は取得したか不明であり、保有していないため。」との理由で一括して非開示としている。

(イ) 一般に文書の不存在を理由とする非開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象文書を作成、又は取得していないのか、あるいは作成、又は取得した後に廃棄し、又は亡失したのか等、当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。したがって、本件に係る非開示決定通知書に付記された理由は適切さを欠くものであるといわざるを得ず、実施機関は今後の対応について、この点に留意すべきである。

イ 次に、審査請求人からの「未だに文書開示をされていない上に、・・・其の他多数の移送されたのかも不明の処分未決の文書が有る。」という主張について、付言する。

(ア) 条例第10条第2項では「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき・・・は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。」と、非開示決定の通知について規定している。さらに、条例第10条第1項において、全部又は一部開示決定を行う場合も同様に規定していることから、文書所管課は、開示決定通知書等を遅滞なく開示請求者に送付すべきものと解される。

(イ) 実施機関からの事情聴取において、審査請求人からどう喝ともとれる口調での発言があり、トラブルが懸念されるといった個別の事情について説明があった。

しかし、条例において、個別の事情を勘案して通知送付の時期について実施機関が判断すべき等の規定は存在していない。請求者に決定した内容を通知することは、実施機関の責務であって、これを行わなければ不作為の責任を問われる可能性を否定できない。

(ウ) 以上のとおり、決定通知書の送付は条例第10条各項に規定された義務と解されるので、実施機関は条例に基づく事務処理について自ら適正に行うことを求めるものである。

ウ なお、前記3(1)及び(2)のとおり、実施機関は非開示とした理由について、追加の弁明書を送付している。また、審査請求人が主張する決定通知書が未送付であった案件は、過去に請求のあった案件であると実施機関は説明している。

しかし、非開示理由に係る弁明が複数回にわたりに行われたことや決定通知書が未送付であった事実は、いずれも審査請求人が実施機関の事務処理に対し疑念を抱くおそれのある対応であったと考えられる。

実施機関におかれては、関係部署との連絡調整を十分に行い、公正、誠実に事務処理を行われたい。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を非開示とした決定のうち、別表2及び別表3に掲げる文書について非開示とした決定は妥当ではなく、別表2に掲げる文書については開示すべきであり、別表3に掲げる文書については改めて開示、非開示の決定をすべきであるが、その余の文書について非開示とした決定は、結論において妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別紙開示請求書

諮問件名 「別紙開示請求書の⑧、⑫、⑬、⑮、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉗、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿について」の非開示決定に対する審査請求
諮問に係る開示請求書の記載 1 ①「弁護士法第23条の2第2項による照会書と訴訟文書」 2 ②旭土木事務所の回答文書」①②共一式。「写しの交付」 3 旭土木事務所が上記訴訟に対し、「昭和40年6月5日以降については否認する。」と平成22年9月27日付で、請求人の答弁部位に対し不利益となる非事実を虚偽捏造し回答した文書。「督促」 4 旭土木事務所が上記訴訟へ、旭区白根三丁目特定番地の一部と虚偽捏造し回答した文書。「督促」 5 旭土木事務所が上記訴訟へ「昭和40年6月5日横浜市告示第110号において道路となっている。」と本書請求人に不利益となる非事実を捏造した回答書。「督促」 6 旭土木事務所が上記訴訟へ「昭和48年直後に解放された。」と虚偽回答した回答書。「督促」・既に道路として供用を開始している。と虚偽回答した。 7 ①回答書。 8 ②供用土地範囲を明示した文書。 ・横浜市旭区白根三丁目特定番地の所有者から18番杭及び19番杭までが道路だ。と承諾したと虚偽回答した。 9 ①回答書 10 ②明示されている表示図と承諾文書。 ・旭土木事務所は特定番地所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾していると回答した。 11 ①回答書 12 ②18杭及び19番杭は特定番地の所有ではない。 13 ②表示図と同一書面に記載された承諾書。 ・横浜市旭区白根三丁目特定番地の所有地は「昭和48年直後、既に道路として供用を開始している。」と非事実を虚言にて捏造し回答した。 14 ①回答書 15 ②昭和48年直後の道路位置を明示した文書。 16 旭土木事務所事務掌理規定。 ・平成19年1月29日付にて、白根三丁目特定番地は道路だと「注意書」が、旭土木所長名にて送付された。 17 ①「注意書」 18 ②文書立案し決裁された文書。 19 ③実測図と公図。 ・国土調査法（昭和26年法律第160号）（以下「同法」という。）第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号 調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出したと言われる。 20 ①道水路等境界明示図、 21 ②復元図、 22 ③国調地籍図特定番号の測地基準点、 23 ④三斜測量実測図。 24 平成22年道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査

を実施します・・承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と表示図へ承諾押印された三斜実測図。

- 25 平成3年。平成17年から平成20年の白根三丁目特定番地に関する狭隘道路整備事業関係公図。・本書請求人が所有する横浜市旭区白根三丁目特定番地敷地に対する。
- 26 ①旭区174冊2号原議一式の閲覧、
- 27 ②特定地番地積表、
- 28 ③旭区13冊16号原議一式の閲覧、
- 29 ④地番特定番地地籍図の閲覧。
- 30 ⑤ 国調地籍図特定番号原議と平成10年7月31日施行の特定地番と特定地番間・特定地番間の地積表。
- 31 ⑥特定地番と特定地番間の昭和43年、平成4年、平成10年及び平成18年の三斜実測図と地積表。・写真は2枚とも同じ境界標の被写体である。
- 32 ①旭土木事務所が何処の地点が基準点となり地籍として積算表に該当されるとした文書。
- 33 ②国土調査に基づいていると、
- 34 ③私有地に20,21境界杭を設置し、国土調査に基づいたと3.844㎡搾取しているが、算出した文書原議一式。別紙へつづく 1. 横浜市旭区白根三丁目特定番地について、下記文言の通り履行することを要求する。『文書回答のご要望及び情報公開請求をいただいておりますが、裁判事案であったことから、判決があった平成26年6月以前は文書による回答は差し控えさせていただいております。昨年6月以降の文書及び情報公開請求につきましては、できる限り誠意をもって対応させて頂いておりますが、内容がぼうだいと求められている対象事案を特定することが難しいものが多いこと、裁判のなかで取り扱われた事案であることなどの理由により、改めて文書で回答をするためには過去の経緯等を詳細に再確認する必要があるため時間がかかっております。まずは文書回答に先立ち引き続き職員が直接お伺いし、審査請求人が疑問に思われていることのひとつひとつについて、これからも誠意をもって対応させていただきたいと考えておりますので、何卒ご理解をお願いします。』以上 上記公約は平成26年12月22日の誓約（旭土第4041号）文書であるが、平成26年4月以降の開示請求書7件は60日期間延長したが開示が無い。不開示を企てたのか。
- 35 ○旭土第4041号文書原議。
- 36 ○申請した幅員証明願の原議。
- 37 ○幅員証明願取扱規程。
- 38 ○道路法36条による道路占用許可関係書類原議。
- 39 ○道路占用許可関係書類原議。
- 40 ○道路ホッサク着手竣工届け書類原議。
- 41 ○土地使用関係原議。
- 42 ○道路損傷処理関係書類原議。
- 43 ○原状回復命令事務（指令番号簿）原議。
- 44 ○1項の場所を撮影しパソコンに保管されている写真一切。
- 45 ○道路改良事業に係る計画関係書類原議。
- 46 ○1項の導水路用地取得関係書類原議。
- 47 ○1項の導水路境界明示関係書類原議。
- 48 ○旭区白根特定地番及び特定地番間について、平成22年9月2日付、弁護士法第23条の2の第2項文書を代表者が確認し承認後に発出が行われたのが確認できるもの一式。
- 49 ○旭区白根三丁目特定番地の所有者が18番及び19番杭までが道路であると承諾した

18, 19番杭と承諾書。

50 ○昭和48年直後「既に道路として共用を開始している。」と代表者が確認した文書。

51 ○事務掌理規定と分掌一切。

52 ○平成19年1月29日付、白根三丁目特定番地にあてた「注意書」

53 ○国土調査法（昭和26年法律第160号）（以下「同法」という。）第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号 調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に関し作成されたと言われる、道水路等境界明示図実測図。

54 ○道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・と実施後に作成した承諾書。

55 ○旭区白根三丁目特定番地地先と称し平成22年、横浜市道路境界確定区間延伸事業を実施前後の写真と実施完了後の測量図、地積図、求積図。

56 ○東側を計測し、南側に託けたが道水路等の境界調査実施前の写真と公図及び調査完了後の写真と公図及び測量図、地積図、求積図。

57 ○昭和40年6月5日横浜市告示第110号において道路となつ文書。

58 ○平成19年1月29日、「次の物件は、法律の規定に違反して道路上に設置されていますので至急撤去してください。所在地「旭区白根三丁目特定番地（市道特定号線）」と注意書を発出直後に謝罪された際の公図。

59 ○旭土第10486号（平成17年10月28日起案、供覧、決済供覧）文書の開示を受け、所有地（約3.844㎡）が搾取された事実を確認した。測量に資した公式基準点が分からずに復元したので調査すると回答があったが成果是正の通知書。

60 ○決裁の「導水路境界復元について（伺）」旭土第5548号（平成10年7月27日起案、7月31日決裁）「このことについて、別紙図面（に）の・・・とお隣接土地所有者の調印を得ましたので、決定します。」の文書に法412、417、公図も無く構成枚数不明再開示を求める。

61 ○特定地番県有地の導水路境界調査承諾書の空欄へ記入した不法行為の調査後の文書の開示。

62 ○平成24年8月22日、白根特定号線に関し「付近住民が当該道路は自分のものと主張しているため、境界調査を実施することではっきりさせる。」と、反社会的勢力と見紛う様な文言にて測量した地積表。

63 ○建築局道路課A課長から、「建築基準法の道路か否かについて」文書照会を受け、『私の物置が2項道路に置いてある』。と建築局道路課長へ回答し訴訟に加担した文書。

64 ○平成26年12月に建築道路課B課長及びC係長から、2項道路か否かの照会を受け、「面積は分からないが2項道路だ」と回答した。文書。

65 ○D建築局特定部長（C係長）に送付させた訴訟文書一式。

66 ○E（白根三丁目特定番地）へ管理係長が「私有地特定地番南側は市の道路です。」と市有地とした文書とEへ書いた回答書。

注 各行の左端に記載した1から66までの番号について、実施機関は丸を付した上で、文書を特定し、諮問を行っている。

別表 1 開示請求書記載文書及び非開示理由

非開示決定 通知書付番	開示請求書記載文書	非開示理由
8	既に道路として供用を開始している。 と虚偽回答した。 ②供用土地範囲を明示した文書。	供用土地範囲を明示した文書は、業務上作成する必要がなく存在していないため
12	旭土木事務所は特定番地所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾していると回答した。 ②18杭及び19番杭は特定番地の所有ではない。	⑬を説明する文書であり、業務上作成する必要がないため
13	旭土木事務所は特定番地所有者から18番杭と19番杭間を道路だと承諾していると回答した。 ③表示図と同一書面に記載された承諾書。	表示図と同一書面に記載された承諾書は、業務上作成する必要がなく存在していないため
15	横浜市旭区白根三丁目特定番地の所有地は「昭和48年直後、既に道路として供用を開始している。」と非事実を虚言にて捏造し回答した。 ②昭和48年直後の道路位置を明示した文書。	「昭和48年直後の道路位置を明示した文書」は、業務上作成する必要がなく存在していないため
17	平成19年1月29日付にて、白根三丁目特定番地は道路だと「注意書」が、旭土木所長名にて送付された。 ①「注意書」	平成18年度旭土木事務所行政文書分類表では「道路不法占用関係書類」に分類され、保存期間は5年と規定されていました。したがって、本件文書は平成18年度に作成しましたが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため (「H18年度行政文書分類表(課等別)」による)
18	平成19年1月29日付にて、白根三丁目特定番地は道路だと「注意書」が、旭土木所長名にて送付された。 ②文書立案し決裁された文書、	平成18年度旭土木事務所行政文書分類表では「道路不法占用関係書類」に分類され、保存期間は5年と規定されていました。したがって、本件文書は平成18年度に作成しましたが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため (「H18年度行政文書分類表(課等別)」による)
19	平成19年1月29日付にて、白根三丁目特定番地は道路だと「注意書」が、旭土木所長名にて送付された。 ③実測図と公図。	平成18年度旭土木事務所行政文書分類表では「道路不法占用関係書類」に分類され、保存期間は5年と規定されていました。したがって、本件文書は平成18年度に作成しましたが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため (「H18年度行政文書分類表(課等別)」による)
20	国土調査法(昭和26年法律第160号)(以下「同法」という。)第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号 調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出したと言われる。	横浜市告示第177号に基づいた道水路等境界明示図は、業務上作成する必要がなく保有していないため

	① 道水路等境界明示図、	
21	国土調査法（昭和26年法律第160号）（以下「同法」という。）第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号 調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出したと言われる。	横浜市告示第177号に基づいた復元図は、業務上作成する必要がなく保有していないため
	② 復元図、	
22	国土調査法（昭和26年法律第160号）（以下「同法」という。）第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号 調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出したと言われる。	環境創造局総務部地籍調査課において、国土調査法第21条第2項の規定により、何人にも横浜市の保有する情報の公開に関する条例第16条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされており、同条例第17条第1項の規定により、当該同一の方法により開示を行わないため
	③ 国調地籍図特定番号の測地基準点、	
23	国土調査法（昭和26年法律第160号）（以下「同法」という。）第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号 調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出したと言われる。	横浜市告示第177号に基づいた三斜測量実測図は、業務上作成する必要がなく存在していないため
	④ 三斜測量実測図。	
24	平成22年道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・・承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と表示図へ承諾押印された三斜実測図。	当該事業はなく、表示図へ承諾押印された三斜実測図は、業務上作成する必要がなく存在していないため
27	本書請求人が所有する横浜市旭区白根三丁目特定番地敷地に対する ②特定地番地積表、	特定地番地積表は、業務上作成する必要がなく存在していないため
29	本書請求人が所有する横浜市旭区白根三丁目特定番地敷地に対する ④特定地番地籍図の閲覧。	横浜市旭区白根三丁目特定番地敷地に対する特定地番地籍図は業務上作成する必要がなく保有していませんが、特定地番地籍図については、環境創造局総務部地籍調査課において、国土調査法第21条第2項の規定により、何人にも横浜市の保有する情報の公開に関する条例第16条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされており、同条例第17条第1項の規定により、当該同一の方法により開示を行わないため
30	本書請求人が所有する横浜市旭区白根三丁目特定番地敷地に対する ⑤国調地籍図特定番号原議と平成10年7月31日施行の特定地番と特定地番・特定地番間の地積表。	・国調地籍図特定番号原議については、環境創造局総務部地籍調査課において、国土調査法第21条第2項の規定により、何人にも横浜市の保有する情報の公開に関する条例第16条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされており、同条例第17条第1項の規定により、当該同一の方法により開示を行わないため ・平成10年7月31日施行の特定地番と特定地番・特定地番間の地積表は、業務上作成する必要がなく存在していないため
31	本書請求人が所有する横浜市旭区白根三丁目特定番地敷地に対する ⑥特定地番と特定地番間の昭和43年、平成4年、平成10年及び平成18年の三斜実	「特定地番と特定地番間の昭和43年、平成4年、平成10年及び平成18年の三斜実測図と地積表」は、業務上作成する必要がなく存在していないため

	測図と地積表。	
32	写真は2枚とも同じ境界標の被写体である。 ①旭土木事務所がどこの地点が基準点となり地籍として積算表に該当されとした文書。	「旭土木事務所がどこの地点が基準点となり地籍として積算表に該当されとした文書」は、業務上作成する必要がなく存在していないため
33	写真は2枚とも同じ境界標の被写体である ②国土調査に基づいていると、	③を説明する文書であり、業務上作成する必要がないため
34	写真は2枚とも同じ境界標の被写体である ③私有地に20, 21境界杭を設置し、国土調査に基づいたと3.844㎡搾取しているが、算出した文書原議一式。	「私有地に20, 21境界杭を設置し、国土調査に基づいたと3.844㎡搾取しているが、算出した文書原議一式」は、業務上作成する必要がなく存在していないため
37	幅員証明願取扱規程。	幅員証明願取扱規程という規程は存在していないため
38	道路法36条による道路占用許可関係書類原議。	横浜市旭区白根三丁目特定番地について、当該地を住所とする申請はなく、文書を保有していないため
39	道路占用許可関係書類原議。	横浜市旭区白根三丁目特定番地について、当該地を住所とする申請はなく、文書を保有していないため
40	道路ホッサク着手竣工届け書類原議。	横浜市旭区白根三丁目特定番地について、当該地を住所とする竣工届はなく、文書を保有していないため
41	土地使用関係原議。	横浜市旭区白根三丁目特定番地について、当該地を住所とする申請はなく、文書を保有していないため
42	道路損傷処理関係書類原議。	横浜市旭区白根三丁目特定番地について、当該地を住所とする道路損傷行為はなく、文書を保有していないため
43	原状回復命令事務（指令番号簿）原議。	横浜市旭区白根三丁目特定番地について、当該地を住所とする原状回復命令はなく、文書を保有していないため
45	道路改良事業に係る計画関係書類原議。	横浜市旭区白根三丁目特定番地について、当該地を住所とする道路改良事業は行われてなく、文書を保有していないため
46	1項の導水路用地取得関係書類原議。	横浜市旭区白根三丁目特定番地について、当該地を住所とする用地取得は行われてなく、文書を保有していないため
52	平成19年1月29日付、白根三丁目特定番地にあてた「注意書」	平成18年度旭土木事務所行政文書分類表では「道路不法占用関係書類」に分類され、保存期間は5年と規定されていました。したがって、本件文書は平成18年度に作成しましたが、保存期間の経過により廃棄しており、保有していないため （「H18年度行政文書分類表(課等別)」による）
53	国土調査法（昭和26年法律第160号）（以下「同法」という。）第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号 調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に関し作成されたと言われる、道水路等境界明示図実測図。	横浜市告示第177号に基づいた道水路等境界明示図実測図は、業務上作成する必要がなく存在していないため

54	道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・と実施後に作成した承諾書。	当該事業はなく、承諾書は、作成しておらず存在していないため
55	旭区白根三丁目特定番地地先と称し平成22年、横浜市道路境界確定区間延伸事業を実施前後の写真と実施完了後の測量図、地積図、求積図。	当該事業はなく、写真、測量図、地積図及び求積図は、作成しておらず存在していないため
56	東側を計測し、南側に託けたが道水路等の境界調査実施前の写真と公図及び調査完了後の写真と公図及び測量図、地積図、求積図。	当該境界調査業務において、境界調査実施前後の写真と公図、測量図、地積図及び求積図は、業務上作成しておらず存在していないため
58	平成19年1月29日、「次の物件は、法律の規定に違反して道路上に設置されていますので至急撤去してください。所在地「旭区白根三丁目特定番地（市道特定番号線）」と注意書を発出直後に謝罪された際の公図。	執務室内の紙文書及びパソコン共有サーバー内のデータを検索しても、注意書を発出直後に謝罪した事実は確認できず、それに関連する図面は、作成しておらず存在していないため
59	旭土第10486号（平成17年10月28日起案、供覧、決済供覧）文書の開示を受け、所有地（約3.844㎡）が搾取された事実を確認した。測量に資した公式基準点が分からずに復元したので調査すると回答があったが成果是正の通知書。	執務室内の紙文書及びパソコン共有サーバー内のデータを検索しても、成果是正の通知書は確認できず、それに関連する文書は、作成しておらず存在していないため
61	特定地番県有地の導水路境界調査承諾書の空欄へ記入した不法行為の調査後の文書の開示。	承諾書の空欄に不法行為により記入をした事実は無く、それに関連する文書は、作成しておらず存在していないため
62	平成24年8月22日、白根特定番号線に関し「付近住民が当該道路は自分のものと主張しているため、境界調査を実施することではっきりさせる。」と、反社会的勢力と見紛う様な文言にて測量した地積表。	平成24年8月22日に境界調査業務は行われておらず、また地積表も、業務上作成する必要がなく存在していないため
63	建築局道路課A課長から、「建築基準法の道路か否かについて」文書照会を受け、『私の物置が2項道路に置いてある』と建築局道路課長へ回答し訴訟に加担した文書。	「建築基準法の道路か否かについて」文書照会を受けておらず、建築局道路課長へ回答し訴訟に加担した文書は、作成しておらず存在していないため
64	平成26年12月に建築道路課B課長及びC係長から、2項道路か否かの照会を受け、「面積は分からないが2項道路だ」と回答した。文書。	平成26年12月に建築道路課から、2項道路か否かの照会を受けておらず、「面積は分からないが2項道路だ」と回答した文書は、回答した事実がなく作成しておらず存在していないため
66	E（白根三丁目特定番地）へ管理係長が「私有地特定番地南側は市の道路です。」と市有地とした文書とEへ書いた回答書。	執務室内の紙文書及びパソコン共有サーバー内のデータを検索しても、「E（白根三丁目特定番地）へ管理係長が「私有地特定番地南側は市の道路です。」と市有地とした文書とEへ書いた回答書」について、「市有地とした文書」、「Eへ書いた回答書」はいずれも確認できず、それに関連する文書を作成しておらず存在していないため

注 非開示決定通知書付番について、実施機関は丸を付した上で、弁明書に記載している。

別表２ 開示すべき文書

非開示決定 通知書付番	開示請求書記載文書
22	国土調査法（昭和26年法律第160号）（以下「同法」という。）第7条による調査実施告示。昭和43年8月24日横浜市告示第177号 調査期間昭和43年9月24日から昭和44年3月31日に基づき算出したと言われる。 ③国調地籍図特定番号の測地基準点、
29	本書請求人が所有する横浜市旭区白根三丁目特定番地敷地に対する ④特定地番地籍図の閲覧。
30	本書請求人が所有する横浜市旭区白根三丁目特定番地敷地に対する ⑤国調地籍図特定番号原議

別表３ 改めて開示、非開示の決定をすべき文書

非開示決定 通知書付番	開示請求書記載文書
24	平成22年道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・・承諾書に記名押印又は署名をしていただきます。と表示図へ承諾押印された三斜実測図。
54	○道路境界確定区間延伸事業施行のため、関連する道路、水路等の境界調査を実施します・と実施後に作成した承諾書。
55	○旭区白根三丁目特定番地地先と称し平成22年、横浜市道路境界確定区間延伸事業を実施前後の写真と実施完了後の測量図、地積図、求積図。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年5月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年5月19日 (第196回第三部会) 平成28年5月26日 (第290回第一部会) 平成28年5月27日 (第293回第二部会)	・諮問の報告
平成28年6月13日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年10月14日 (第301回第二部会)	・審議
平成28年10月28日 (第302回第二部会)	・審議
平成28年11月18日	・実施機関から弁明書の写しを受理
平成28年11月25日 (第304回第二部会)	・審議
平成28年12月19日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年1月17日 (第306回第二部会)	・審議
平成29年1月30日 (第307回第二部会)	・審議
平成29年2月9日 (第308回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成29年2月24日 (第309回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成29年3月10日 (第310回第二部会)	・審議
平成29年4月4日 (第311回第二部会)	・審議
平成29年4月14日 (第312回第二部会)	・審議